

# 長野市建設工事共通仕様書【平成29年4月1日適用】

## 主な改定内容

- ① 長野県土木工事共通仕様書(建設部)(平成26年8月1日適用)の改定に伴い、長野県の共通仕様書を基本とし、全面的に改定をした。
- ② 建設工事標準請負契約約款のH23.4改定に伴い、「請負者」を「受注者」に改定。
- ③ 「章一節一条」となっていた条番号を、「編一章一節一条」とし、かつ見出しを各項目にも記載し、検索を容易にした。
- ④ 英数字、記号を全角から半角に統一し、表示をスリム化した。
- ⑤ 各示方書、基準書等の記載と整合するよう表記の修正、追記等。
- ⑥ P6 1-1-1-6 コリنز(CORINS)への登録
  - 新 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際は、速やかに監督員に**提示**しなければならない。
  - 旧 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に**提出**しなければならない。
- ⑦ P18 1-1-1-32 工事中の安全確保 12安全教育・訓練等の記録
  - 新 安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。
  - 旧 監督員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、**検査時に提出**しなければならない。
- ⑧ P27 1-1-1-47 保険の付保及び事故の補償 3 掛金収納書の提出
  - 新 建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後 1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。  
また、中小企業退職金共済制度に該当する場合は、その加入を証明する証拠書類を工事請負契約締結後 原則1ヵ月以内に、発注者に提示しなければならない。
  - 旧 工事請負契約締結後 1ヵ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

⑨ P453 第6節 産業廃棄物管理票(マニフェスト)集計表の提出

9-1-6-1 提出書類

新 マニフェスト手続きが分かる集計表を作成し、しゅん工時までに提出すること。

ただし、必要に応じて産業廃棄物管理票(マニフェスト)のA票、E票全ての写しの提出を求めることができる。

旧 マニフェストはA票、E票全ての写しを竣工書類として添付する。

⑩ 建設工事請負契約書、約款 を 共通仕様書から削除。